

公益信託稲生雅治・恵子能楽振興基金
平成30年度助成申請審査講評

第4回目の助成金にご応募頂きありがとうございました。

今回は11件の応募があり、7件 総額約7百万円の助成を決定いたしました。

第4回目の審査を終えて、次回以降の応募申請に参考になればと気の付いた点について取り纏めました。

審査に当たり次の点を重視し、審査を行いました。

- ・該当事業に公益性が有り能楽振興の目的を果たすものか
- ・事業を実施した結果が継続的に将来の能楽振興へ繋がるか(一度限りのイベント化していないか)
- ・申請の事業計画が緻密なものになっているか
- ・申請の予算計画と事業成果の費用対効果が妥当であるか
- ・見積単価及び積算根拠が明確で妥当であるか
- ・事業実施に際する人員の専門性が妥当であるか
- ・継続的な事業に関し事業評価が適切に行われ検証が行われているかどうか、検証の結果、その事業に将来展望があるかどうか
- ・能楽関係にとどまらず、多様な関係者(地元の行政機関等)への働きかけがなされているかどうか

助成事業は、「何をやるか」ではなく、「何のためにやり、どういう効果が想定できるか」という点が重要です。事業の実施は「目的」ではなく「方法」なので、事業実施によりどのような公益的な成果があがるのか、具体的に記載してください。この点が明確で、新鮮味があり、能楽界に止まらず多くの人に共感してもらえることが重要と考えています。

過去に実施している事業に対して助成を申請する場合は、過去の実績と問題点、助成を受けることによる改善の可能性について具体的に記載してください。

他の事業主体と類似した事業を行う場合は、差別化を図れる内容について詳細に記載し、トップランナー事業としての特性を明記してください。「これまでになく、先進事例になる」「他の人には出来ない」といった内容のものを期待しています。特にこの基金の助成が無ければ実現出来ないといった大規模な申請もして欲しいと思います。

事業実施にあたって学校・行政等への協力依頼等が必要な場合は、「助成が受けられた場合には」との条件付で協力が得られるかどうかを打診し、助成を受けた際に実施不可能にならないよう配慮してください。又他の助成制度等に併願している場合は、その内容と要望額等を明記してください。

本基金の助成は、無形文化財である「能楽」に止まらず、それを支える有形文化財の「能舞台」の修理、貴重な能面の修復や海外流出の防止といったものにも目配りしたいと考えています。但し能面、装束等の購入を検討する場合は、購入以後の管理や使用の公益性を明記してください。

(公益信託稲生雅治・恵子能楽振興基金運営委員会)

以上